

国民年金法等の一部を改正する法律

(平成一六年六月一日法律第一〇四号)

一、提案理由(平成一六年四月二日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国は、急速な少子高齢化が進行しておりますが、国民の老後の生活設計の柱である公的年金制度につきましては、今後ともその役割を果たしていけるよう、将来にわたり揺るぎのない信頼されるものとしていくことが要請されております。このため、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするために、制度全般にわたりその根幹にかかわる改革を行うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、基礎年金の国庫負担割合につきましては、これを二分の一に引き上げることとし、平成十六年度から、現行の三分の一の国庫負担に加え、年金課税の見直しによる増収分を追加して負担することとしております。さらに、平成十七年度及び平成十八年度におきましては、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとしております。その上で、平成十九年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までに完全に引き上げるものとしております。

第二に、国民年金及び厚生年金保険財政につきましては、将来の保険料水準を固定した上で、おおむね百年間にわたる均衡を図るために、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入することとしております。

第三に、国民年金の保険料額につきましては、平成十六年度価格で、平成十七年度から毎年度二百八十円ずつ引き上げ、平成二十九年度以降の保険料額を一万六千九百円とすることとしております。また、厚生年金保険の保険料率につきましては、平成十六年十月から毎年〇・三五四%ずつ引き上げ、平成二十九年度以降の保険料率を一八・三〇%とすることとしております。

第四に、今後の年金額の改定につきましては、毎年度、賃金または物価の変動率により行うことを基本とすることとしますが、五年ごとに作成する財政の現況及び見通しについて調整の必要があると見込まれる場合には、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。なお、当面は、これまでの物価スライドの特例措置に基づく年金額を引き続き支給することとしております。

第五に、在職老齢年金制度につきましては、六十歳代前半の在職者に対する一律二割の支給停止を廃止することとしております。また、賃金と老齢厚生年金で現役男子被保険者の平均的賃金以上の収入を得ている七十歳以上の在職者については新たに支給停止を行うこととしております。さらに、老齢厚生年金を六十五歳以降に繰り下げて受給できる仕組みを導入することとしております。

第六に、育児をする被保険者につきましては、厚生年金保険料の免除措置を子が三歳に達するまでに拡充する等の措置を講ずることとしております。

第七に、厚生年金につきまして、離婚時等において、当事者の保険料納付記録を分割し、年金給付に反映させる制度を創設することとしております。また、第三号被保険者である期間については、離婚時等またはこれに準ずる場合には、請求により、配偶者の保険料納付記録を二分の一に分割できることとしております。

第八に、国民年金保険料の徴収強化につきましては、所得に応じた保険料負担とする観点から多段階免除制度を導入し、また、若年者に係る納付特例制度を創設するとともに、滞納処分等に関し被保険者に対する調査の規定の整備を行うこととしております。

第九に、厚生年金基金につきましては、凍結されていた免除保険料率の算定方法を見直すとともに、解散する場合の特例措置を設けることとしております。また、厚生年金基金や確定給付企業年金における年金通算措置の充実等を図ることとしております。

以上のほか、障害基礎年金の受給権者が、六十五歳以降、老齢厚生年金または遺族厚生年金を併給することを可能とする等の所要の改正を行うこととしております。

また、旧農林共済の特例年金や関係法律につきましても、所要の改正を行うこととしております。

..... (略)

以上が、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げます。ありがとうございます。

二、衆議院厚生労働委員長報告（平成一六年五月一日）

衛藤晟一君 ただいま議題となりました三法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、急速な少子高齢化が進行する中、持続可能な年金制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、制度全般にわたり改正を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、基礎年金の国庫負担割合を平成十六年度から段階的に引き上げ、平成二十一年度までに二分の一とすること、

第二に、保険料を段階的に引き上げた上で、将来の水準を固定するとともに、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入すること、

第三に、年金の給付水準の下限を定め、これを将来にわたり確保する旨の規定を設けること
等であります。

……………（略）……………

三法案は、去る四月一日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌二日に坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、七日から質疑に入りました。九日からは古川元久君外五名提出の高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案についてもあわせて議題とし、二十二日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十八日に内閣提出の三法案について質疑を終了いたしました。次いで、順次採決を行った結果、三法案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院本会議修正の提案理由（平成一六年五月一日）

長勢甚遠君 私は、自由民主党、公明党を代表いたしまして、国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案の提案の趣旨とその内容を御説明申し上げます。

この修正案は、本法案の附則第三条を修正し、

第一に、政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付のあり方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うこと、

第二に、このような公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系のあり方について検討を行うことの規定を追加することを内容とするものであります。

将来にわたり持続可能で安定した年金制度とすることは先送りのできない課題であります。一方、年金、医療、介護という国民生活に深くかかわる各制度がそれぞれ個別に議論されることにより、将来の生活がどのような姿になるのか、全体としての税、保険料等の負担や給付がどうなるのかについて、国民は大きな不安を感じております。

こうした国民の不安や不信を真剣に受けとめ、社会保障制度全般の一体的な見直しを行い、その観点から年金制度についても必要な見直しを進める必要があります。

このことは、本法案の審議の過程においても、社会保障全般の一体的な改革が急務であるとの意見が強く出されたところであり、また、年金制度に関して残された課題もあり、特に、公的年金制度の一元化について真剣な議論がなされたところでもあります。

本修正案は、これらを踏まえて、政府は社会保障制度全般についての一体的な見直し

と整合を図り公的年金制度について必要な見直しをすることとし、公的年金制度についてはその一元化を展望し、体系のあり方について検討することとする趣旨のものであります。

なお、本修正につきましては、民主党との合意に基づき提出するものであることを申し添えます。

今後、社会保障制度全般についての一体的見直しに整合して、公的年金制度についての必要な見直しについて国会において審議を進めることとなりますが、政府においては、本修正を踏まえ、広く国民の参加を得ながら、早急に検討に着手されることを要請するものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。

四、参議院厚生労働委員長報告（平成一六年六月五日）

国井正幸君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案は、国民年金及び厚生年金について、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築するとともに、多様な生き方・働き方への対応を図るため、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、保険料水準の上限の設定及び給付水準の自動調整制度の導入、在職老齢年金制度の見直し、離婚時の厚生年金の分割制度の創設その他の措置を講ずるほか、企業年金制度について、厚生年金基金制度の改善や企業年金の通算措置の拡充等を図ろうとするものであります。

なお、衆議院におきまして、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとするとともに、公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行う旨の規定を附則に追加する修正が行われております。

……………（略）……………

委員会におきましては、三法律案の審査を一括して行い、年金制度における負担と給付の調整の在り方、公的年金制度の一元化に向けた今後の方向性、国民年金の未納及び厚生年金の空洞化への対応策、被保険者に対する適切な情報提供の必要性、年金積立金の現状と今後の運用方針、高年齢者の再就職支援の重要性等について、小泉内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行うとともに、横浜市に委員を派遣して地方公聴会を開催するなど、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

次いで、三法律案に対する質疑を終局し、討論を省略の上、直ちに採決に入ること動議が提出され、採決の結果、本動議は多数をもって可決されました。

続いて、三法律案を順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。